

2008年6月9日

内閣総理大臣

福田 康夫 殿

原爆症認定集団訴訟全国原告団

原爆症認定集団訴訟全国弁護団連絡会

原爆症認定集団訴訟の全面解決に向けた申入書

1 はじめに～被爆者がたたかい続ける理由

63年前に投下された原爆は、広島・長崎の街を破壊し、社会を破壊し、家族を破壊し、生き残った被爆者のその後の人生をも破壊しました。そして、原爆被害のために今なお健康被害に苦しめられている被爆者を救済するために、被爆者援護法の原爆症認定制度が設けられました。しかし、法律を運用する厚生労働省は、原爆の被害を過小評価し、被爆者の認定申請を厳しく制限してきました。

被爆者は、原爆を投下したアメリカだけでなく、日本の被爆者行政によっても苦しめられてきたのです。

このような被爆者行政の抜本的改善と謝罪を求めるために、全国の305名の被爆者が集団訴訟を提起し、5年もの間たたかい続けています。

そして、仙台高裁及び大阪高裁で原告全員勝訴の判決が下されました。

2 申し入れ事項

仙台高裁判決・大阪高裁判決に対して国が上告を断念し、司法判断を全面的に受け入れることを求めます。

仙台高裁判決・大阪高裁判決は、集団訴訟における原告側8連勝の集大成といえる判決です。首相は行政の長として、司法の判断を直ちに、そして全面的に受け入れるべきです。

集団訴訟を提起している305名の原告について、直ちに原爆症と認定し、訴訟の全面解決を求めます。

大阪高裁判決の水準からすれば、現在提訴している305名の原告全てが原爆症と認定されることは疑いありません。なによりも、提訴してから5年間、原告の平均年齢は77才となり、原告のうち50名が亡くなりました。これ以上国が裁判で争い続けることは、被爆者の命と思いを踏みにじるものであり、犯罪的ですらあります。一刻も早い訴訟の全面解決を決断して下さい。

本年4月から始まった新認定基準の再改定を求めます。

新認定基準によって認定の幅は広がりました。しかし、未だ被爆の実態に沿ったものとはいえ、判決の水準からもほど遠いものです。しかも、積極認定の枠から外れる被爆者については、分科会による「総合判断」というブラックボックスに包まれたままです。さらに、判断をする分科会のメンバーは、諸悪の根源である旧基準を策定し、原告たちを却下し続け、被爆者を苦しめてきた張本人です。このような分科会による「総合判断」を続ければ、いずれ同じ問題が巻き起こり、新たな集団訴訟へと発展することは必至です。

いたずらに被爆者を不安に陥れるのではなく、司法判断をふまえた、そして被爆の実態に沿った新たな認定基準を確立することが必要です。

そのためには、原告団・弁護団ともに協力を惜しまない所存です。 以上